

玄海・伊方原発の再稼働に反対する意見書（案）

一昨年3月11日の東京電力福島第一原子力発電所の事故以来、被災地では今なお14万7千人がふるさとを追われ、家族や地域が分断されたまま、厳しい避難生活を余儀なくされている。事故前の平穏な生活が奪われたまま、復興も道半ばである。

福島第一原子力発電所事故の収束の見通しが立たないなか、核燃料を冷却するための汚染水は日々増加し、貯水タンクからあふれる状況にあり、地下水が日量400トンも流れ込み、その一部は海に流れ込んでいる状況がある。溶解した核燃料は、瞬時にして死に至る量の放射線を出し続けており、今後十数年冷却し続けた後、取り出す計画となっている。この間、日量2億4000万ベクレルという放射性物質が大気中に放出され、汚染水もますます増加すると思われる。

このようななか、九州電力は玄海原子力発電所3、4号機の再稼働、四国電力は伊方原子力発電所3号機の再稼働に向け、原子力規制委員会に対し、新規制基準への適合審査を求める申請を行っている。しかし、新規制基準は、福島第一原子力発電所の事故原因が明らかになっていないなかで策定されており、重大事故に対する立地評価もなされていないのが現状である。

もし、老朽化によるさまざまな危険性が指摘されている玄海原子力発電所で、福島第一原子力発電所と同様の事故が発生した場合、大分県内にも放射能による深刻な影響が最も危惧される。昨年11月17日に発表された佐賀新聞社が行った県民世論調査結果でも、玄海原子力発電所の再稼働について、反対が49・3%を占め、賛成の36・5%を上回っている状況である。また大分県の対岸にある伊方原子力発電所では、新たな活断層の存在が指摘されている。さらに、内閣府から南海トラフ地震の被害想定が発表され、最大で32万人、大分県でも1万7千人に上るという想定が発表されている。原子力発電所事故が起きた場合、対岸に位置する大分県はその影響をまともに受けることとなる。

よって、政府においては、玄海原子力発電所および伊方原子力発電所の再稼働を行わないよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年 月 日

大分市議会